

第1編 総 論

第1章 中井町の責務、計画の構成等

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要である。しかし、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生、又はそのおそれのある場合において、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。

そのため、町は次のとおり、その責務を明らかにし、町における国民の保護に関する計画を作成する。

1 中井町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、国及び県があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 中井町国民保護計画の作成

町長は、その責務にかんがみ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条の規定及び県国民保護計画に基づき、町の国民の保護に関する計画（以下「中井町国民保護計画」という。）を作成する。

3 中井町国民保護計画の目的等

（1）中井町国民保護計画の目的

中井町国民保護計画は、町における国民保護措置の実施体制、町が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において町の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって武力攻撃事態等において、町の国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

（2）中井町国民保護計画に定める事項

中井町国民保護計画には、国民保護法第34条第2項各号に掲げる次の事項を定める。

- ・ 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 町が実施する国民保護措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項

第1編

- ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
 - ・ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - ・ 上記のほか、町長が必要と認める事項
- (3) 中井町国民保護計画の対象となる者
町内に居住又は滞在している者
- (4) 中井町国民保護計画の対象地域
町内全域（町域を越えて避難を実施する場合は、当該避難先地域も含む。）

4 中井町国民保護計画の構成

中井町国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

5 中井町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 中井町国民保護計画の見直し

中井町国民保護計画は、政府・県における国民保護措置についての検証に基づき必要に応じて行われる国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

中井町国民保護計画の見直しに当たっては、中井町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 中井町国民保護計画の変更手続

中井町国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、中井町国民保護協議会に諮問の上、国民保護法第35条第5項の規定に基づき、知事（くらし安全防災局防災部長気付）に協議し、その同意を得た後、速やかに国民保護法第35条第6項に基づき、町議会に報告、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、中井町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針、県及び中井町国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

この場合において、町は、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、協力を要請された国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに、国民保護措置の実施に当たり円滑に協力が得られるよう、企業等との連携体制の確保に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

第1編

また、町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者（避難行動要支援者）の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、町は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 中井町及び関係機関の事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、自衛隊並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、次に掲げる事務又は業務、その他の国民保護に関する事務又は業務を処理する。

1 中井町

- (1) 中井町国民保護計画の作成
- (2) 中井町国民保護協議会の設置、運営
- (3) 中井町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）及び町緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 県

- (1) 県国民保護計画の作成
- (2) 県国民保護協議会の設置、運営
- (3) 県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の通知
- (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (9) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (10) 交通規制の実施
- (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
- (12) 県西土木事務所による、被災時における道路、橋梁、河川等の応急復旧

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - エ 警察通信の確保及び統制
- (2) 関東総合通信局
 - ア 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
 - イ 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること
 - ウ 非常事態における重要通信の確保
 - エ 非常通信協議会の指導育成
- (3) 関東財務局（横浜財務事務所）
 - ア 財政融資資金の貸付
 - イ 金融機関等に関する措置
 - ウ 国有財産の無償貸付
 - エ 財政上の措置
- (4) 横浜税関
 - 輸入物資の通関手続
- (5) 関東信越厚生局
 - 救援等に係る情報の収集及び提供
- (6) 神奈川労働局
 - ア 工場等事業場における労働災害防止の指導・援助
 - イ 建設現場の統括安全管理の徹底の指導・援助
 - ウ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助
 - エ 被災者の雇用対策
- (7) 関東農政局
 - ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
 - イ 応急食料の支援に関すること
 - ウ 食品の需給・価格動向等に関すること
- (8) 関東森林管理局（東京神奈川森林管理署）
 - 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
- (9) 関東経済産業局
 - ア 救援物資の円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ 被災中小企業の振興
- (10) 関東東北産業保安監督部
 - ア 危険物等の保全
 - イ 鉱山における災害時の応急対策

第1編

- (11) 関東地方整備局（京浜河川事務所、川崎国道事務所、横浜国道事務所、相武国道事務所、相模川水系広域ダム管理事務所、京浜港湾事務所）
 - ア 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
 - イ 港湾施設の使用に関する連絡調整
 - ウ 港湾施設の応急復旧
- (12) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
 - ア 運送事業者との連絡調整
 - イ 運送施設及び車両の安全保安
- (13) 東京航空局（東京空港事務所）
 - ア 飛行場使用に関する連絡調整
 - イ 航空機の航行の安全確保
- (14) 東京航空交通管制部
 - 航空機の安全確保に係る管制上の措置
- (15) 東京管区気象台（横浜地方気象台）
 - 気象状況の把握及び情報の提供
- (16) 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署、横須賀海上保安部、湘南海上保安署）
 - ア 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
 - イ 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
 - ウ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
 - エ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
 - オ 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (17) 関東地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び提供
 - ウ 知事等からの要請に応じた所要の措置
- (18) 南関東防衛局（横須賀防衛事務所、座間防衛事務所）
 - ア 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
 - イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整

4 自衛隊

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

5 指定公共機関

- (1) 日本赤十字社
 - ア 医療救護
 - イ 外国人の安否調査
 - ウ 救援物資の備蓄及び配分
 - エ 武力攻撃災害時の血液製剤の供給
 - オ その他の救援
- (2) (独)国立病院機構
医療助産等救護活動の実施
- (3) 公共的施設管理者（東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)）
 - ア 道路の適切な管理
 - イ 道路の応急復旧
- (4) 電気事業者（東京電力ホールディングス(株)、電源開発(株)）
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (5) 東京ガス(株)
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (6) バス事業者（小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、京浜急行バス(株)、国際興業(株)、東急バス(株)、東都観光バス(株)）
避難住民の運送の確保
- (7) 鉄道事業者（日本貨物鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、東京急行電鉄(株)）
 - ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
 - イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (8) 内航海運事業者（井本商運(株)、近海郵船(株)）
緊急物資の運送の確保
- (9) トラック事業者（佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株)）
緊急物資の運送の確保
- (10) 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ）
 - ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
 - イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧

第1編

- (11) 放送事業者 (日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)TBSラジオ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送)
警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送
- (12) 日本銀行
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
- (13) 日本郵便(株)
郵便物の送達の確保

6 指定地方公共機関

- (1) (公社)神奈川県医師会、(一社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県薬剤師会、(公社)神奈川県看護協会、(独)神奈川県立病院機構
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (2) 神奈川県道路公社
 - ア 道路の適切な管理
 - イ 道路の応急復旧
- (3) ガス事業者 (厚木瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株)、(公社)神奈川県L Pガス協会)
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (4) (一社)神奈川県バス協会
避難住民の運送の確保
- (5) 鉄道事業者 (伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、箱根登山鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、(株)横浜シーサイドライン)
 - ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
 - イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (6) (一社)神奈川県トラック協会
緊急物資の運送の確保
- (7) 放送事業者 ((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)) 、湘南ケーブルネットワーク株式会社
警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送

第4章 中井町の地理的、社会的特徴

町が国民保護措置を実施するに当たり、特に留意することが必要な町の地理的、社会的特徴は、次のとおりである。

1 地理的特徴

(1) 地 形

本町は、神奈川県の西部、足柄上郡の東部にあり、大磯丘陵の北西部に位置し、東は平塚市、南は小田原市及び中郡二宮町、北は秦野市、西は足柄上郡大井町に隣接している。町は、東西に約 5.9 km、南北に約 6.0 km で、総面積は、19.99 km² 海抜は約 325～323.0 m である。

町域の地形は、大磯丘陵に属して起伏が多く、概して西北部は山地で、東南部は緩傾斜地になっている。また、曾我山等の丘陵があり、その間を中村川、藤沢川、葛川がそれぞれ北から南に向かって貫流している。

中井町の地図（出典 国土地理院ホームページ）



(2) 主な山

- ア 台山 標高 153 m (北田)
- イ 不動山 標高 326 m (古怒田)
- ウ 浅間山 標高 317 m (古怒田)

第1編

(2) 主な河川

- | | | |
|-------|-------------|------|
| ア 中村川 | 総延長 4.71 km | 二級河川 |
| イ 藤沢川 | 総延長 2.44 km | 二級河川 |

(3) 気象

町は、温暖湿潤の気候で冬は乾燥した晴天が続き、季節風が吹きやすく、台風、梅雨による降雨が目立つ気象条件をもっている。平均気温は約17.7°C、最高気温は平均約36.7°C、最低気温は平均約-3.7°C、平均湿度は68.4%、年降雨量は1,468.0mmである。

2 社会的特徴

(1) 人口及び人口分布

本町の人口は、令和7年4月1日現在、8,861人（男性4,435名、女性4,426名）で、世帯数は3,512世帯である。

また、令和2年の国勢調査において、昼間人口は、12,013人、夜間人口は、9,300人となっており、昼夜間人口比率は129.2%

（夜間人口を100%）であり、昼間に町外から人口の流入が顕著で、事態が予想される以降は、流入の動態を、道路管理事務所に確認する。

地域別の人口分布状況は次のとおり。（令和7年1月1日現在）

自治会地区名	各自治会	総数（人）	総人口に占める割合
中村上地区 【742名】 (約8%)	比奈窪	105	1.2%
	松本下	144	1.6%
	松本上	132	1.5%
	岩倉	86	1.0%
	雜色	94	1.1%
	鴨沢	102	1.1%
	古怒田	79	0.9%
中村下地区 【1,676名】 (約19%)	半分形	209	2.3%
	大久保	378	4.2%
	遠藤	354	4.0%
	五所宮	203	2.3%
	北田	193	2.2%
	久所	168	1.9%
	藤沢	171	1.9%
境地区 【494名】 (約5%)	境原	204	2.3%
	木境	109	1.2%
	境別所	181	2.0%
井ノ口地区 【3,341】 (約38%)	下井ノ口	204	2.3%
	北窪	500	5.6%
	宮向	508	5.7%
	宮前	479	5.4%
	宮上	384	4.3%
	宮原	857	9.6%
	葛川	53	0.6%
	砂口	54	0.6%
	遠藤原	143	1.6%
	五分一	159	1.8%
その他（約30%）		2,648	29.7%

(2) 土地利用状況

本町の面積、約1,999haは、県の約0.8%、県西の約31.5%を占め、これまで農業的な土地利用が主となっていたが、最近では住宅及び工場等の都市的機能の集積が進み、東名高速道路秦野中井インターチェンジの周辺には、「グリーンテクなかい」の工業団地が整備されている。

町の総面積のうち市街化区域は約225ha(約11.3%)で、市街化調整区域は約1,774ha(約88.7%)で、このうち、農耕地が約408ha(約20.4%)、森林が約652ha(32.6%)であり、県道71号(秦野二宮)とその旧道沿いの井ノ口地区と小田原市に隣接する南部の中村地区を中心に形成され、その間の台地部分に「グリーンテクなかい」等の産業用地が整備されている。また、幹線道路の沿道を中心に、新たな商業施設などの立地が見られる。

この他、都市公園は、中井中央公園(比奈窪580)、巖島湿生公園(井ノ口1310)が存在し、総面積約23.4haは、住民一人あたり約26.2aと広大で、有効に活用することができる。

土地区画整理事業等による面的な整備が進められているが、生活環境上や防災面の課題を抱える地域が見られる。

(3) 自治会

町には、中村上地区、中村下地区、境地区、井ノ口地区と4つの地区に区分され、27個の自治会がある。(※「(1) 人口及び人口分布」参照)

(4) 交通

町の北部に、第一東海自動車道(東名高速)秦野中井インターチェンジ(秦野市)があり、これと連接するように片側2車線の県道71号(秦野二宮線)が、南北に発達している。また、町の東西を横断するように県道77号(平塚松田線)が、これと連接するように、県道71号線の西側を並行して県道709号(中井羽根尾線)存在し、既成市街地や新たな開発整備区域を地区幹線がはしご状に連結している。

県道71号及び県道709号は、二宮町の国道1号と連接している。

本町の町道は17路線の幹線町道と、219路線の一般町道から構成されており、幹線町道は比較的高い整備状況となっている。

この際、事態発生時には、速やかに通行を確保する必要があり、「東名高速道路」「県道71号(秦野二宮)」「県道77号(平塚松田)」の3路線が、重要な幹線道であり、円滑な避難、救急・消防活動、輸送、緊急車両の通行等を確保していくものとする。全般的に、南北の移動は発達しているが、東西の移動は、両側の丘陵に阻まれ、北の秦野市もしくは、南の二宮町から迂回する流れとなり、渋滞が予想されるため、県警察及び道路管理者との連携を行う。

(5) 都市構造

ア 建築物

第1編

令和2年度現在、町内において建設されている専用住宅棟数は、木造2,783棟、非木造375棟となっており、構造別では木造の比率が高い。

イ 危険物施設

本町の危険物保有施設は幹線道路周辺に集中してみられる。

ウ ライフライン

本町の水道は、豊富な地下水を水源とし、良好な水質により塩素消毒のみで浄水処理を行っている。この水道水の供給量については、中井町水道ビジョンの目標年度の令和11年度において、8,927人分、1日最大給水量7,574m³に対応するため、水道施設規模の適正化や施設更新を進めている。なお、1日1人当たり平均給水量は、約600lである。

下水道は、市街化区域について整備がおおむね完了し、市街化調整区域においても整備が進められている。

都市ガスは、東京ガス（株）により、一部の地域の企業に供給されている。そのほかの地域では、LPGガスを使用している。

（6）観光客

令和3年における入込観光客数は、約21万5千人であり、全員が日帰りである。

このため、万が一交通機関（道路交通網）が機能停止した場合は、中井町で滞留することが予想されるため、県警察や道路管理事務所と連携し、必要により、自衛隊へ国民保護のため、滞留者の人員輸送を依頼する。

（7）避難所・避難場所として活用できる施設の状況

町には、境コミュニティセンター（境1293）、中井中央公園（比奈窪580）、中村小学校（半分形350）、井ノ口小学校（井ノ口2005）及び中井中学校（比奈窪295）の体育館がある。

一方で多くの国民を受け入れできる主要な屋内施設は、体育館であり、中村小学校（半分形350）、井ノ口小学校（井ノ口2055）及び、中井中学校（比奈窪295）にある。

この際、体育館の総面積が、約2,960m²で、総人口9,068名とした場合、一人あたり約0.33m²と適当な広さを確保することは難しい。

自宅避難を含め、井ノ口公民館の利用については、今後検証を行い、収容が必要な場合は、事前に周到な利用調整を行う。

第5章 中井町国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

中井町国民保護計画においては、基本指針において想定されている次の4類型の武力攻撃事態を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

【特徴】

- ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

【特徴】

- ・ 突発的に被害が発生することも考えられる。
- ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
- ・ N B C 兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

【特徴】

- ・ 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。
- ・ 弾頭の種類（通常弾頭又はN B C 弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

【特徴】

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

2 緊急対処事態

中井町国民保護計画においては、基本指針において想定されている次の分類の緊急対処事態を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

【事態例】

- ・ 原子力事業所等の破壊
- ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ 危険物積載船への攻撃
- ・ ダムの破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

【事態例】

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

【事態例】

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

【事態例】

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル等の飛来